

第 二 次
市川市防犯まちづくり基本計画

[平成28年度～平成32年度]

市 川 市

はじめに

市川市では、市民が安全で安心して暮らすことができるまちの実現を目指し、「市川市防犯まちづくり基本計画」を策定し、平成18年度から27年度において、市民、事業者、警察、市などが連携し防犯まちづくりに関する施策を実施してきました。これまでご協力いただきました皆様には改めて感謝を申し上げます。



これまでの取り組みの成果により、近年の本市における犯罪件数は減少している一方で、犯罪の手口は巧妙化・多様化しており、市民の皆様の安全や財産が脅かされることへの不安は依然として拭い切れない状況でもあります。

そこで、今回新たに「第二次市川市防犯まちづくり基本計画」を策定し、平成28年度から32年度において実施すべき施策の方針や推進体制などの具体的な内容を掲載いたしました。

本計画に基づき、全市が一体となって防犯まちづくりに関する施策に取り組んでいけるよう、引き続きの皆様のご理解・ご協力をお願い申し上げます。

結びになりますが、計画の策定にあたり、精力的にご審議いただきました市川市防犯まちづくり推進協議会委員の皆様、パブリックコメントにおいて貴重なご意見をいただいた皆様のご協力に心から感謝を申し上げます。

平成28年3月

市川市長 大久保 博

目 次

第1章 計画の基本的事項

- 1. 計画策定の趣旨 1
- 2. 計画の対象等 1
- 3. 計画期間 1
- 4. 計画の位置づけ 1
- 5. 計画の性格等 2

第2章 本市の防犯に関する現状

- 1. 犯罪発生の実況 3
 - (1) 刑法犯認知件数 3
 - (2) 包括罪種別 4
 - (3) 留意すべき犯罪の傾向 5
- 2. 防犯に関する現状 6
 - (1) 自主的な防犯活動の実況について 6
 - (2) 市民の防犯意識について 7

第3章 防犯まちづくりの基本方針

- 1. 防犯まちづくりの目的 8
- 2. 防犯まちづくりの基本理念 8
- 3. 施策の基本的方向 9
- 4. 目標指標 10

第4章 推進体制と役割分担

- 1. 防犯まちづくりの推進体制 11
- 2. 防犯まちづくりの役割分担 11

第5章 市の推進施策

- 1. 防犯に係る情報共有と人材養成の推進 14
- 2. 住民等による自主的な防犯活動の促進 15
- 3. 防犯に配慮した住まいづくりの促進 16
- 4. 子どもたちを守るまちづくりの推進 17
- 5. 安心して夜道を歩けるまちづくりの推進 19
- 6. 高齢者が安心して暮らせるまちづくりの推進 21

- 市川市防犯まちづくりの推進に関する条例 23

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の趣旨

「市川市防犯まちづくり基本計画」は、「市川市防犯まちづくりの推進に関する条例」第8条に基づき、防犯まちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため定めるものである。

本市では、計画期間を平成18年度から平成27年度までとした「(第一次)市川市防犯まちづくり基本計画」(以下「第一次基本計画」という。)を策定し、防犯まちづくりに関する施策を推進してきた。

本計画「第二次市川市防犯まちづくり基本計画」(以下「第二次基本計画」という。)は、「第一次基本計画」の体系を踏襲しながらも、より実効性をもたせるため、昨今の社会情勢や犯罪状況に対応できるよう見直しを行ったものである。

本計画をもとに市全体で総合的に防犯まちづくりに関する施策に取り組むことで、犯罪のない「安全で安心してくらすことができるまち」の構築を目指す。

2. 計画の対象等

①対象とする犯罪等

不特定多数を狙い、市民生活に身近な場所で発生する犯罪及びこれらの犯罪に遭遇する不安感について対象とする。

②防犯まちづくりとは

犯罪を予防するため市、市民、自治(町)会及び事業者等が行う生活環境の整備並びに犯罪を防止するために行う自主的な取り組みをいう。

本計画においては、犯罪が発生する環境や状況に着目し、その誘発要因を除去することで犯罪の起こりにくい地域の形成を目指す。

3. 計画期間

平成28年度から平成32年度までの5年間とする。

ただし、社会情勢や犯罪状況の変化等により適宜見直すものとする。

4. 計画の位置づけ

本計画は「市川市総合計画(I&Iプラン21)」の部門別計画に位置づけられ、本市の計画体系との整合性を図っている。

5. 計画の性格等

- ・ 防犯まちづくりに関して総合的かつ長期的に講ずるべき施策の大綱である。
- ・ 計画を通して目指すべき指標等を定める。
- ・ 現在の社会情勢及び犯罪状況、本市の地域特性、防犯まちづくり推進協議会及び市民の意見等を踏まえ策定したものである。
- ・ 本計画では、計画期間を「第一次基本計画」の10年間から5年間に変更し、社会情勢や犯罪状況の変化に柔軟に対応する。
- ・ 本計画は、施策の基本的方向に「高齢者が安心して暮らせるまちづくりの推進」を新たに加え、急増する振り込め詐欺等の高齢者を狙った犯罪の対策を強化する。

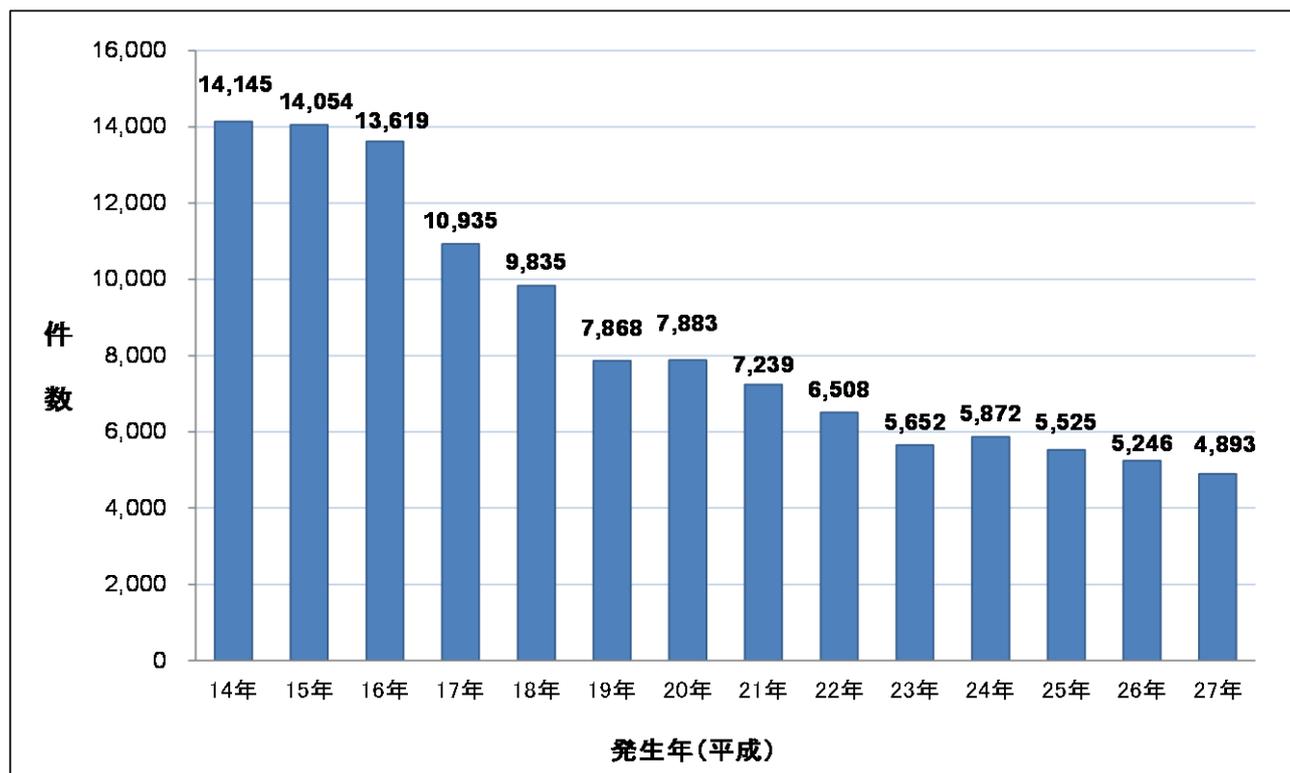
第2章 本市の防犯に関する現状

1. 犯罪発生 の 現状

(1) 刑法犯認知件数

本市の刑法犯認知件数は、平成14年に戦後最大のピークを迎え、その後減少傾向を続けている。【資料1】

【資料1】市川市内の刑法犯認知件数の推移（平成14年～平成27年）



「刑法犯」:

「道路上の交通事故に係る危険運転致死傷、業務上（重）過失致死傷及び自動車運転過失致死傷を除いた「刑法」に規定する罪並びに「爆発物取締罰則」、「決闘罪ニ関スル件」、「暴力行為等処罰ニ関スル法律」、「盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律」、「航空機の強取等の処罰に関する法律」、「火炎びんの使用等の処罰に関する法律」、「航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律」、「人質による強要行為等の処罰に関する法律」、「流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法」、「サリン等による人身被害の防止に関する法律」、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」、「公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律」及び「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律」に規定する罪をいう。」

（出典：警察庁「平成25年の犯罪情勢」）

「認知件数」:

警察が発生を認知した事件の数をいう。

(2) 包括罪種別

刑法犯認知件数と同様、各罪種とも減少傾向を続けている。【資料 2】

【資料 2】本市の包括罪種別の認知件数の推移（平成 14 年～平成 27 年）

	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯									知能犯	風俗犯	その他 刑法犯	合計
			空き巣	忍込み	ひったくり	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	部品ねらい	その他				
平成14年	101	421	1,484	188	726	252	711	3,277	2,171	537	2,334	246	56	1,641	14,145
平成15年	94	402	1,687	294	474	327	665	2,890	2,197	548	2,420	216	54	1,786	14,054
平成16年	71	435	1,364	179	379	234	596	2,970	1,636	509	2,698	434	45	2,069	13,619
平成17年	37	323	977	124	371	328	476	2,727	1,188	513	1,944	253	56	1,618	10,935
平成18年	37	349	1,026	101	343	294	398	2,150	934	411	1,732	196	33	1,831	9,835
平成19年	30	295	570	90	455	184	269	1,948	550	282	1,591	156	45	1,403	7,868
平成20年	26	280	424	56	307	106	306	2,270	603	300	1,725	199	39	1,242	7,883
平成21年	38	246	457	73	340	121	375	2,022	454	354	1,571	158	39	991	7,239
平成22年	25	228	476	80	258	127	403	1,883	384	148	1,422	108	26	940	6,508
平成23年	24	232	226	86	155	187	222	1,725	334	144	1,254	175	37	851	5,652
平成24年	19	275	323	66	141	84	282	1,874	263	176	1,381	133	34	821	5,872
平成25年	22	256	273	62	123	108	276	1,740	357	165	1,146	164	23	810	5,525
平成26年	36	232	295	113	39	35	174	1,474	255	206	1,348	140	23	876	5,246
平成27年	21	223	191	69	46	41	150	1,484	249	180	1,340	137	34	728	4,893

「包括罪種」:

刑法犯のうち、被害法益や犯罪態様等の観点から、類似性の強い罪種を包括した以下の6種の分類名称をいう。

- (1) 凶悪犯・・・殺人、強盗、放火、強姦をいう。
- (2) 粗暴犯・・・暴行、傷害、脅迫、恐喝、凶器準備集合をいう。
- (3) 窃盗犯・・・窃盗をいう。
- (4) 知能犯・・・詐欺、横領（占有離脱物横領を除く。）、偽造、汚職、背任、「公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律」に規定する罪をいう。
- (5) 風俗犯・・・賭博、わいせつをいう。
- (6) その他の刑法犯・・・公務執行妨害、住居侵入、逮捕監禁、器物損壊、占有離脱物横領等上記に掲げるもの以外の刑法犯をいう。

(3) 留意すべき犯罪の傾向

① 乗り物盗（自動車盗、オートバイ盗、自転車盗等）

近年の刑法犯認知件数のうち約 8 割を占めるのが「窃盗犯」である。「乗り物盗」は、その「窃盗犯」の半数を占めており、全体の件数を押し上げる要因となっている。

特に、市内の駅周辺及び大型商業施設の駐輪場において「自転車盗」が多発している。

② 住宅侵入盗

「住宅侵入盗」とは、家人等が不在の住宅に侵入し金品を盗む「空き巣」、夜間家人等の就寝時に侵入し金品を盗む「忍び込み」、家人等が在宅し昼寝や食事等をしているすきに侵入し金品を盗む「居空き」等を指す。

一戸建て住宅と 3 階建て以下の集合住宅を対象とした被害が多くを占める。侵入手段は「ガラス破り」が最も多く、次点に「無締り（無施錠の窓や扉からの侵入）」が続く。

③ 児童を狙った犯罪

近年、市内において児童に対する「声かけ」や「つきまとい」などの事案が多発している。その行為自体は犯罪とならない場合もあるが、そこから誘拐や性犯罪等に発展する可能性が危惧される。

④ ひったくり

バイクを使用した犯行が多くを占める。被害者は女性と高齢者が多く、18 時から 24 時に発生が集中している。

⑤ 振り込め詐欺

「振り込め詐欺」とは、親族などを装い電話をかけ急に必要になったなどという名目でお金をだまし取る「オレオレ詐欺」、郵便や電子メールなどを利用し不特定多数の人に架空の事実を内容とした料金請求をする「架空請求詐欺」、税金や年金などの還付に必要な手続きを装って電話し口座番号や暗証番号を聞いたり A T M を操作させたりしてお金をだまし取る「還付金等詐欺」、金融業者を装って実際には融資せずに保証金や信用調査の名目でお金をだまし取る「融資保証金詐欺」の総称である。

近年、多くの犯罪が減少している中、被害件数・金額とも増加しており、背景には、従来の街頭犯罪とは性質が異なるうえに、手口が年々巧妙化していることが挙げられる。被害者の約 9 割を占めるのが 65 歳以上の高齢者である。

2. 防犯に関する現状

(1) 自主的な防犯活動の実施状況について

① 個人が実施する防犯活動

個人が実施する防犯活動状況の指標として、「いちかわボランティアパトロール」の登録者数を用いる。年々登録者数が増加しており個人で行う防犯活動は拡充されている。

【資料 3】

【資料 3】「いちかわボランティアパトロール」登録者数の推移（平成 17 年度～平成 27 年度）

年度(平成)	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
登録者数	896	1,209	1,516	1,956	2,331	2,746	2,817	2,802	2,807	2,949	3,043

「いちかわボランティアパトロール」:

市に登録し提供される「防犯パトロール」と書かれたオレンジ色の帽子をかぶることで、個人的にパトロール活動を実施するもの。(市民安全課)

② 自治(町)会が実施する防犯活動

自治(町)会が行う防犯活動状況の指標として、「自主防犯活動支援事業」において集計した数値を用いる。実施率(団体総数における実施団体数の割合)は増加しており、自治(町)会が実施する防犯活動は拡充されている。【資料 4】

【資料 4】自主防犯活動を行う自治(町)会の推移（平成 17 年度～平成 27 年度）

年度(平成)	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
実施団体数	109	132	128	125	162	171	151	155	168	170	175
団体総数	229	228	221	222	222	222	223	225	225	225	226
実施率	48%	58%	58%	56%	73%	77%	68%	69%	75%	76%	77%

※団体総数は調査実施時の自治(町)会数とする

「自主防犯活動支援事業」:

市内の自治(町)会や有志の防犯活動団体に対し、防犯活動実施状況と必要物品の調査を行い、要望に応じ市から防犯活動物品を提供するもの。(市民安全課)

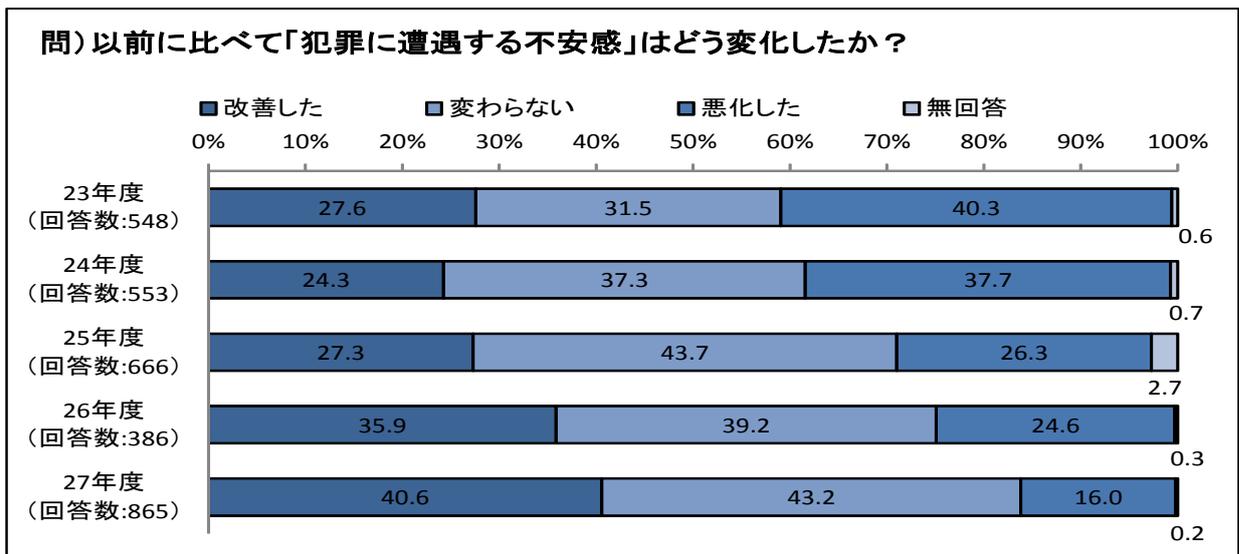
(2) 市民の防犯意識について

市民の防犯意識についての指標として、「防犯意識調査アンケート」の結果を用いる。

① 犯罪に遭遇する不安感

犯罪に遭遇する不安感について、「改善した」と考える市民は5年間で約28%から約41%に増加し、「悪化した」と考える市民は約40%から約16%に減少している。【資料5】

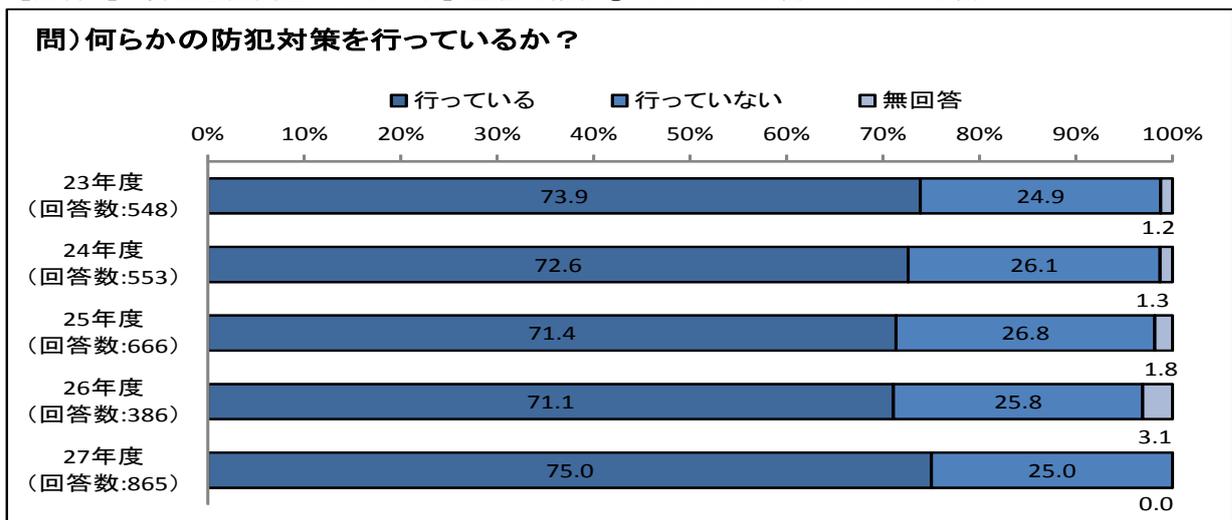
【資料5】「防犯意識調査アンケート」回答の推移①（平成23年度～平成27年度）



② 個人の防犯対策の実施について

防犯対策を実施している市民は、5年間で約74%から約75%となっており、大きな変化はみられない。【資料6】

【資料6】「防犯意識調査アンケート」回答の推移②（平成23年度～平成27年度）



「防犯意識調査アンケート」:

目的：市民が安全で安心して暮らせるまちの実現に向けて、今後の事業展開の参考とするため実施するもの。

対象：市内在住の成人（男女）

方法：「いちかわ市民まつり」でアンケート調査（選択式）を実施

時期：11月（毎年）

場所：大洲防災公園（市川市大洲1-18）

第3章 防犯まちづくりの基本方針

1. 防犯まちづくりの目的

(1) 犯罪被害の事前予防

防犯まちづくりの第一の目的は、市民等が犯罪被害に遭わないよう、事前に予防することにある。特に、乗り物盗や住宅侵入盗、ひったくり等の身近な犯罪の発生件数を可能な限り少なくし、身体に係る被害をできるだけ最小限にとどめることが重要である。

(2) 犯罪遭遇の不安感の減少

第二の目的は、市民等の犯罪遭遇の不安感を減少させ、安心感を高めることにある。快適な住環境の形成に向けて様々な手だてを講ずるとともに、豊かなコミュニティを形成することが重要である。

(3) 地域の魅力の向上と活力の増進

第三の目的は、総合的なまちづくりの推進により、地域の魅力を高め、活力を増進することにある。防災や交通安全、バリアフリー、環境保全、景観形成、コミュニティの活性化など様々なまちづくりの取組みと一体的に進めることが重要である。

2. 防犯まちづくりの基本理念

(1) 自立と相互扶助の精神に基づいた主体的な取組み

市民、事業者は、自らの安全を確保するとともに、相互の理解と協力のもと、地域における防犯まちづくりの活動に自主的に取組むよう努めることが重要である。

(2) 住民を中心とした防犯まちづくり関係者の連携及び協力

防犯まちづくりの実施に当たっては、その地域における住民が中心となり、庁内関係課、事業者、警察、学校等の防犯まちづくり関係者の連携及び協力により、協議の場を設け、計画的に進めることが重要である。

(3) 地域の状況及び住民の意向を踏まえた総合的な取組み

庁内関係課、事業者、警察、学校等による防犯まちづくりの展開に当たっては、地域の状況及び住民の意向を踏まえつつ、防災、交通安全、景観、バリアフリー等の関係分野を包括した総合的な取組みとなるよう配慮する。

(4) 市民の自由と権利利益を不当に侵害しないよう配慮した取組み

犯罪情報の提供及び防犯カメラの設置・利用に当たっては、被害者のプライバシーはもとより、市民の自由と権利利益を不当に侵害しないように配慮する。

(5) 快適で活力のあるまちづくり等、幅広い視野からの取組み

防犯まちづくりにおいては、防犯に特化した取組みだけでなく、むしろ日頃から快適で活力あるまちをつくるのが防犯にも効果を有するという観点に立って、景観形成や地域の活性化など幅広い視野から取組む。

3. 施策の基本的方向

(1) 防犯に係る情報共有と人材養成の推進

被害者の個人情報や住民の犯罪不安感に十分配慮しつつ、身近な犯罪の発生状況の情報の共有化を図るとともに、緊急時において円滑な情報共有を行える体制を整備する。

また、防犯のノウハウに関する情報提供を推進するとともに、防犯まちづくりに関する人材の養成を図る。乗り物盗の件数が多いことを考慮し、盗難防止措置の普及や対策実施の促進に努める。

(2) 住民等による自主的な防犯活動の促進

自治(町)会、PTA等による自主的な防犯活動や事業者による防犯対策を促進するとともに、ボランティアの積極的な活用を図る。

また、地域において展開される様々な防犯活動の支援を行い、活動の継続と強化及び未実施団体の掘り起こしを図る。

(3) 防犯に配慮した住まいづくりの促進

防犯に配慮した住まいづくりに関する制度や体制などを整備し、自主的な防犯対策を促進する。促進に当たっては、住宅侵入盗の防犯対策について積極的に取り組む。

また、住宅周辺環境にも配慮するとともに、一定規模以上の開発における防犯対策を誘導する。

(4) 子どもたちを守るまちづくりの推進

学校、保護者、地域の連携を図りながら、子どもの安全教育や学校施設及び通学路等の安全点検・防犯対策を推進する。

また、教職員の危機管理能力の向上や、子供の見守りを兼ねた防犯パトロールを推進する。

(5) 安心して夜道を歩けるまちづくりの推進

女性や高齢者が一人でも安心して夜道を歩けるよう、街頭防犯カメラの運用等、防犯に配慮した道路等の環境整備を推進する。ひったくりが夜間に多く発生していることを考慮し、光害などに配慮しながら街灯の維持管理や効果的な運用を図る。

また、犯罪を未然に防ぐ環境を構築するため、環境美化や景観整備にも着目し、総合的な対策を推進する。

(6) 高齢者が安心して暮らせるまちづくりの推進

街頭犯罪はその性質上、高齢者が被害者となる傾向が顕著であることを考慮し、重点的な注意喚起や相談先の提供、見守り活動の充実等地域が一体となった対策を推進する。

特に、振り込め詐欺については、被害者の約9割が65歳以上の高齢者であることから、市全体で総合的な対策を講じる。

4. 目標指標

平成 28 年（度）から平成 32 年（度）までの 5 年間で目指すべき具体的な数値等。

- (1) 市内の刑法犯認知件数を 10%以上減少させることを目指す。

市川市内の刑法犯認知件数	
【平成 27 年】 4,893 件	⇒ 【平成 32 年】 4,403 件以下 (10%以上減少)

- (2) 自主的な防犯活動の実施者及び実施する自治（町）会を増加させることを目指す。

「いちかわボランティアパトロール」登録者数	
【平成 27 年度】 3,043 名	⇒ 【平成 32 年度】 3,600 名以上 (557 名以上の増員) ※第二次実施計画を参考に設定

防犯活動を実施する自治（町）会数 実施率（%）	
【平成 27 年度】 77%	⇒ 【平成 32 年度】 87%以上 (10%以上の増加)

- (3) 市民の防犯意識の向上を目指す。

「防犯意識調査アンケート」における「犯罪に遭遇する不安感」 「以前に比べて犯罪に遭遇する不安感はどう変化したか？」の問いに対して 「改善した」と回答する人数（%）	
【平成 27 年度】 40.6%	⇒ 【平成 32 年度】 50.6%以上 (10%以上の改善)

「防犯意識調査アンケート」における「個人の防犯対策の実施」 「何らかの防犯対策を行っているか？」の問いに対して 「行っている」と回答する人数（%）	
【平成 27 年度】 75%	⇒ 【平成 32 年度】 85%以上 (10%以上の改善)

第4章 推進体制と役割分担

1. 防犯まちづくりの推進体制

(1) 防犯まちづくり推進協議会の設置

市が実施する防犯まちづくりに関する施策について、市、関係機関及び関係団体の連携により、円滑かつ総合的な推進を図ることが必要である。

関係する主体が定期的な情報交換を行うとともに、地域の防犯まちづくりと市内の施策や取組み等との調整を図る場として、防犯まちづくり推進協議会を設置する。

(2) 地域における推進体制

地域における防犯まちづくりの実施に当たっては、地域住民が中心となり、地域と関わりを持つ多様な主体が連携して進めることが重要である。

小・中学校区や自治（町）会の区域等、地域の実情にあったまとまりで、市民や事業者、学校、警察等が参加する協議の場づくりを促進及び支援する。

(3) 市の推進体制

防犯まちづくりに関する施策を行なう市内関係課による調整を図る。

2. 防犯まちづくりの役割分担

(1) 市の役割

①防犯まちづくり推進協議会を設置し、関係機関及び関係団体と連携して、防犯まちづくりを推進する。

②市内の連携体制を充実し、防犯まちづくりに係る施策の総合的かつ効果的な推進を図る。

③市民の防犯に対する意識を高め、地域住民が主体となった防犯まちづくりを促進するため、積極的な情報提供や活動支援を行う。

(2) 市民に期待する役割

市民は、防犯意識を高め、自らが犯罪の被害者とならないよう日常生活における安全の確保に努めるとともに、市、事業者、学校等、警察及び住民組織などとの相互理解と協力のもと、地域における防犯まちづくりに積極的に取り組むことを期待する。

(3) 自治（町）会に期待する役割

自治（町）会は、市、市民、学校等、警察などが主体となって進める防犯まちづくりに協力するとともに、地域への情報提供や防犯意識の浸透、防犯活動の実施や普及などに取り組むなど、自らも積極的に防犯まちづくりを推進していくことを期待する。

(4) 事業者に期待する役割

事業者は、防犯まちづくりについての理解を深め、その事業活動に伴う犯罪の誘発要因の除去に努めるとともに、市、市民、学校等、警察などが主体となって進める防犯まちづくりに協力することを期待する。

(5) 学校等に期待する役割

学校等は、保護者や地域住民、市、警察などと協力して、児童等の安全確保と健全育成に努めるとともに、地域の一員として、地域住民が進める防犯まちづくりを積極的に支援及び推進することを期待する。

(6) 警察に期待する役割

警察は、引き続き犯罪抑止活動を強化するとともに犯罪防止に関して、市、市民、事業者、学校等及び教育委員会等に必要な情報を提供し、防犯まちづくりの取組みを積極的に支援することを期待する。

第5章 市の推進施策

■防犯まちづくりの施策の体系

施策の基本的方向	施 策
1. 防犯に係る情報共有と人材養成の推進	(1) 定期的な犯罪発生情報の提供 (2) 緊急時における情報共有体制の整備 (3) 防犯に関する講演会等の開催 (4) 暴力団排除に関する取組みの推進 (5) 防犯対策用品等の配布による啓発活動の実施
2. 住民等による自主的な防犯活動の促進	(1) 防犯活動に必要な物品の提供 (2) 青色防犯パトロール活動団体への支援 (3) 地域出動式の開催 (4) 個人に対しての防犯活動への参加促進 (5) 優れた自主防犯活動の表彰
3. 防犯に配慮した住まいづくりの促進	(1) 防犯に配慮した住宅に関する情報提供 (2) 宅地開発条例に係る指導及び助言 (3) 緑化助成制度(生垣助成事業)【関連施策】 (4) 危険コンクリートブロック塀等除却事業助成制度【関連施策】
4. 子どもたちを守るまちづくりの推進	(1) 青色防犯パトロールの実施及び効果的なパトロールの促進 (2) 防犯に関する教育の実施 (3) 少年補導員による「愛のひと声」補導活動の推進 (4) 「セーフティスクールプラン」の作成 (5) 「危険等発生時対処要領」の作成 (6) 学校の整備計画に基づく施設の整備と安全点検の実施 (7) 安全で質の高い教育環境の整備 (8) 「地域安全マップ」の作成 (9) 「かけこみ110番」普及の支援
5. 安心して夜道を歩けるまちづくりの推進	(1) 街頭防犯カメラの維持管理及び設置費補助 (2) 犯罪発生箇所における電柱幕の掲示 (3) 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく助言及び指導【関連施策】 (4) 道路照明設備の整備及び管理の推進【関連施策】 (5) 「市民マナー条例」の推進【関連施策】 (6) 景観の整備による犯罪の事前予防【関連施策】
6. 高齢者が安心して暮らせるまちづくりの推進	(1) 情報を受け取る機会が少ない方への啓発 (2) 防犯に関する相談窓口の提供 (3) 振り込め詐欺への対策の実施 (4) 福祉関連事業における犯罪被害の事前予防【関連施策】 (5) 地域のつながり・支え合いの推進【関連施策】 (6) 市川市地域見守り活動【関連施策】

【関連施策】 防犯に特化したものではないが、施策が推進されることで防犯まちづくりにつながるもの

【1 防犯に係る情報共有と人材養成の推進】

■施策の内容

(1) 定期的な犯罪発生情報の提供

- ・ 市広報媒体（Web サイト、広報いちかわ、メール情報配信サービス、広報番組等）を活用し、定期的に市内の犯罪発生状況とそれに伴う対処方法を発信する。ただし、個人情報や市民の不安感について十分に留意する。

(2) 緊急時における情報共有体制の整備

- ・ 緊急的な犯罪発生情報や不審者情報について、警察からの情報収集を正確かつ迅速に行える体制を整備する。
- ・ 庁内関係課、関係機関、各市立小中学校（管理職や生徒指導担当の教員等）間において、円滑な情報共有体制を整備し、被害の拡大防止や子どもたちの安全確保を図る。
- ・ 市民に対しては、「メール情報配信サービス」や「防災行政無線」を活用し、迅速に情報提供を行う。

(3) 防犯に関する講演会等の開催

- ・ 防犯に関する専門家を講師とした「いちかわ市民防犯講演会」を開催し、実践的な防犯に関する知識の普及を図る。
- ・ 市職員が自治（町）会等で防犯に関する講話を行い、各地域の実情に応じた防犯に関する知識を提供する。〔防犯講話〕
- ・ 市内の高齢者クラブ・自治（町）会・民生委員・学校・地域高齢者支援施設等を対象に、各地域に出向いて講座を開催し、悪質商法の手口や被害の実態について説明し、被害の未然防止を図る。〔出前消費者講座〕

(4) 暴力団排除に関する取組みの推進

- ・ 「市川市暴力団排除条例」に基づき、暴力団の排除についての知識の普及、情報の提供、指導及び助言、その他の必要な支援を行い、市民の平穏な生活及び事業活動の健全な発展を確保する。

(5) 防犯対策用品等の配布による啓発活動の実施

- ・ 防犯キャンペーン等の開催により、防犯意識の高揚及び防犯対策の実施につながる対策用品、啓発用品を広範囲に配布する。
- ・ 庁内関係課、関係機関及び関係団体との協働を図り、特定の層を対象とした効果的な配布を行う。
- ・ 乗り物盗が多発していることを考慮し、自転車の鍵等の盗難防止措置の普及に努める。

【2 住民等による自主的な防犯活動の促進】

■施策の内容

(1) 防犯活動に必要な物品の提供

- ・ 自治（町）会や自主的な防犯活動を行う団体に対して、活動に必要な物品（帽子、ベスト、拡声器、拍子木、懐中電灯、のぼり旗等）を提供する。〔自主防犯活動支援事業〕

(2) 青色防犯パトロール活動団体への支援

- ・ 青色回転灯を装備した自動車を用いた防犯パトロールを行う PTA や地域住民、事業者等に対して、必要物品の貸与、千葉県警察本部へ行う活動団体登録申請の補助、実施者講習会の開催、関連情報の提供等の支援を行う。〔青色防犯パトロール推進事業〕

(3) 地域出動式の開催

- ・ 市、市民、自治（町）会、関係機関及び関係団体等、地域の防犯に関する団体が一堂に会する地域出動式を開催し、各団体間の連帯感を高め地域ぐるみの防犯活動を促進する。

(4) 個人に対しての防犯活動への参加促進

- ・ 防犯活動や子どもの見守り活動等参考となる事例や情報の提供、活動内容の相談や支援等により防犯活動への参加を促進する。
- ・ 「いちかわボランティアパトロール※」の加入促進を図るため、登録窓口の増設、感謝状の贈呈、イベントや広報媒体等での登録者募集を行う。〔いちかわボランティアパトロール〕

※ 「いちかわボランティアパトロール」：

市に登録し提供される「防犯パトロール」と書かれたオレンジ色の帽子をかぶることで、個人的にパトロール活動を実施するもの。

(5) 優れた自主防犯活動の表彰

- ・ 他地域においても参考となる優れた防犯活動に対して、関係機関及び関係団体と連携し表彰を実施する。
- ・ 「いちかわボランティアパトロール」登録3年経過者に対して、市から感謝状の贈呈を行う。

【3 防犯に配慮した住まいづくりの促進】

■施策の内容

(1) 防犯に配慮した住宅に関する情報提供

- ・ 庁内関係課窓口において「防犯に配慮した住宅の整備及び管理に関する指針（防犯住宅指針）」の普及に努めるとともに、住宅の防犯性の向上について必要な情報提供及び助言を行う。
- ・ 自治（町）会の会員等を対象とした防犯に関する講話や分譲マンションの居住者や管理組合役員を対象としたマンションセミナーにおいて、防犯に配慮した住宅に関する情報提供を行う。

(2) 宅地開発条例に係る指導及び助言

- ・ 市内の宅地を開発する際の市への届け出に当たる、宅地開発条例に基づく事前協議に際して、市が定めた「防犯住宅指針」の提供及びそれに基づく助言、指導を行う。
- ・ 大規模集合住宅の開発を対象に、「防犯住宅指針」に基づく開発完了後の検査を実施する。

(3) 緑化助成制度（生垣助成事業）

【関連施策】

- ・ 生垣を設置する者に対し、「公益財団法人市川市花と緑のまちづくり財団」がその費用の一部を助成する制度である。生垣が普及することで、防災・景観が促進されるだけでなく、侵入防止等の防犯効果の向上が期待される。

《防犯まちづくりとの関連》

生垣が普及することで、領域性の強化^{※1}や監視性の確保^{※2}、侵入の足場除去等、住宅環境の防犯性が向上される。

(4) 危険コンクリートブロック塀等除却事業助成制度

【関連施策】

- ・ 地震時に倒壊の危険性のあるブロック塀等を事前に除却するための助成制度。道路に面した塀の除却費1mあたり1万円の補助を行う。除却後に塀を新設する場合は軽量のフェンス塀を推奨している。

《防犯まちづくりとの関連》

見通しが良い軽量のフェンス塀を推奨することで、監視性の確保^{※2}等、住宅の周辺環境の防犯性が向上される。

※1 領域性の強化：

犯罪者にとって、物理的・心理的に「入りにくい」環境づくり

※2 監視性の確保：

普段からその場所で活動している人が、犯罪者を物理的・心理的に「見えやすい」環境づくり

【4 子どもたちを守るまちづくりの推進】

■施策の内容

(1) 青色防犯パトロールの実施及び効果的なパトロールの促進

- ・ 児童の下校時間やひったくりが多発する夜間を中心に、白黒塗装のパトロール専用車両によるパトロールを実施する。
- ・ 公用車を使用し市職員及び教職員が行う青色防犯パトロールの活性化を図る。
- ・ ひったくり等の犯罪多発箇所、学校周辺、公園や河川敷周辺等の子どもが集まる箇所の情報を把握し共有することで、効果的なパトロールを促進する。

(2) 防犯に関する教育の実施

- ・ 「イカ・の・お・す・し」の徹底や安全マップの作成、防犯避難訓練など、子どもが犯罪に巻き込まれないための注意点を学び、自分の身を守るための具体的方法を身につけられるよう、安全教育の推進を図る。

(3) 少年補導員による「愛のひと声」補導活動の推進

- ・ 少年の健全育成を目的として、非行の早期発見・非行防止のため、民間有識者及び各学校 PTA より推薦された 160 名の少年補導員の協力を得て、補導活動を実施する。午前・午後・薄暮・夜間の時間帯に分け、市内 1 3 ブロックから選出された補導員がセンター職員と計画的に、繁華街・駅周辺・公園・ゲームセンターなど、非行の行われ易い場所を巡回し、市内全域の補導活動を実施する。
- ・ 各ブロックの地区補導・夜間特別街頭補導を実施する。
- ・ 補導活動を円滑に行うための会議・視察研修の充実を図る。

(4) 「セーフティスクールプラン※」の作成

- ・ セーフティスクールプランの作成を通して、各園・各学校における安全教育、安全管理等の取組み重点の設定と取組み状況の自己評価を行うことで、各学校における具体的な取組みの推進とその充実を図る。

※ 「セーフティスクールプラン」:

各学校で学校安全計画（安全に関する学校の取組みを具体的に示したもの）をもとに、年間の取組み重点を設定するとともに、安全に関する取組みについて点検・評価するもの。

(5) 「危険等発生時対処要領」の作成

- ・ 各学校で作成が義務付けられている「危険等発生時対処要領」を、学校の実態に即して作成、改善することにより、実際に危険等が発生した際には、教職員が具体的かつ効率的に対応することができるようにする。

(6) 学校の整備計画に基づく施設の整備と安全点検の実施

- ・ 校舎建替えまたは長寿命化等の工事实施時に防犯対策を兼ねた強化窓ガラスの設置を行う。
- ・ 学校施設の整備において、施設内の定期的な点検を実施する。
- ・ 必要に応じた不審者侵入に対する監視体制を整備する。

(7) 安全で質の高い教育環境の整備

- ・ 来校者のルールの徹底や校地内の死角の除去など、不審者が侵入しにくい環境づくりを進める。

(8) 「地域安全マップ」の作成

- ・ 不審者が出没しやすい場所、見通しが悪く引き込まれる危険性がある場所、何かあったら助けを求めに入れる場所等をマップに落とす活動を奨励し、マップ作りを通して、どのような環境が危険な場所なのかを児童生徒に理解させるとともに、危険予測能力、危険回避能力の育成を図る。

(9) 「かけこみ 110 番」普及の支援

- ・ 市川市 PTA 連絡協議会が主体となって各学校・PTA に配布している「かけこみ 110 番」の普及や活用を支援する。
- ・ 防犯に関する講話等の場を活用し、地域住民への「かけこみ 110 番」の周知及び協力依頼を行う。

【5 安心して夜道を歩けるまちづくりの推進】

■施策の内容

(1) 街頭防犯カメラの維持管理及び設置費補助

- ・ 犯罪多発箇所、危険箇所、通学路、自治（町）会からの要望箇所を中心に設置されている既存の街頭防犯カメラを維持管理することで、犯罪の抑止及び体感治安の向上に努める。
また、犯罪発生や自治（町）会等による要望を考慮し、効果的な場所への再配置を行う。
〔街頭防犯カメラ維持管理事業〕
- ・ 防犯パトロールを実施している自治（町）会及び商店会が公道を撮影範囲とする防犯カメラ設置を行う際、機器購入及び設置費用を対象に補助金を交付する。
〔街頭防犯カメラ設置補助事業〕

(2) 犯罪発生箇所における電柱幕の掲示

- ・ ひったくり多発箇所や痴漢発生箇所において電柱幕を掲示し、犯行に及ぼうとする者へのけん制及び市民への注意喚起を行う。

(3) 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく助言及び指導

【関連施策】

- ・ 門扉が施錠されていない、窓ガラスが割れている等不特定の者が容易に侵入できる状態で放置されている空き家について、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空き家の所有者に対して適切な管理が行われるよう助言や指導を行う。

《防犯まちづくりとの関連》

管理が不十分な状態で放置された空き家は犯罪の温床となる可能性がある。所有者や管理者に対して防犯的な観点を取り入れた指導をすることで、犯罪が起こりにくい環境が形成される。

(4) 道路照明設備の整備及び管理の推進

【関連施策】

- ・ 夜間の車両交通の円滑化と交通の危険を防止し、良好な環境を確保するため維持管理する。〔道路照明灯維持管理事業〕
- ・ 自治（町）会が管理する防犯灯の設置及び維持管理を補助金の交付により促進する。宅地開発事前協議を通じて開発業者に対する適正な防犯灯設置指導を行う。
〔防犯灯設置事業〕
- ・ 商店会が街路灯等の共同施設を設置・修繕・撤去する際に補助することで、商店街の商業環境整備を促進することを目的とする。〔商店街共同施設設置等補助金〕

《防犯まちづくりとの関連》

光害などに配慮しながらも街灯の維持管理や効果的な運用を図ることで、道路の照度が確保され、夜間に多発するひったくり被害等の事前予防につながる。

(5)「市民マナー条例」の推進

【関連施策】

- ・ 「市川市市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関する条例」(通称：市民マナー条例)に基づき、市内全域の公共の場所での禁止行為として、歩きたばこ等を定めている。
また、市内15地区を路上禁煙・美化推進地区に指定し、地区内道路上での喫煙、空き缶等のポイ捨て、犬のふんの放置を禁止し、違反者には2,000円の過料を科している。
過料処分を含む指導員の巡回については、日常の市民からの要望を反映し、違反者に対して厳正に対処することで、市民マナー条例の推進に努める。
〔市民マナー条例推進事業〕

《防犯まちづくりとの関連》

マナー違反や環境の荒廃を放置すると犯罪者に対して犯罪統制機能の低下を示す手掛かりとなり、重大な犯罪を誘発するとされていることから、「市民マナー条例」の推進が、犯罪の起こりにくい環境につながる。

(6)景観の整備による犯罪の事前予防

【関連施策】

- ・ 市民、事業者、行政など、多様な主体同士が協働し花や緑を育てることで、まち全体が身近な庭のような彩りあふれる癒しの空間となり、本市を取り巻く全ての人々がつながりを育むことができる、優しさにあふれた、快適で魅力ある美しいまちづくりを目指す。
〔ガーデニング・シティ いちかわ事業〕
- ・ 市民の合意と参加のもとに、まちの個性や特性を生かし、守りながら景観まちづくりを進めるとともに、これを育て将来へと引き継いでいくため、市民・事業者と行政が協働で取り組んでいく。〔都市景観形成事業〕
- ・ 行政主導のもと先導的な景観の形成や、市民や地域が主体となる景観まちづくりを推進することで、市民の景観意識の向上により市内の魅力を高めていく。
〔まち並み景観整備事業〕

《防犯まちづくりとの関連》

景観が整備され快適で魅力ある美しいまちづくりが推進されることで、環境の荒廃を防ぎ、犯罪被害の事前予防につながる。

【6 高齢者が安心して暮らせるまちづくりの推進】

■施策の内容

(1) 情報を受け取る機会が少ない方への啓発

- ・ 外出の機会が少ない、インターネットやメール等を使用していない等、情報を受け取る機会が少ない高齢者に対しては、高齢者クラブ・自治（町）会・民生委員等を通し、防犯に関する情報提供を行える体制を構築する。

(2) 防犯に関する相談窓口の提供

- ・ 犯罪に関する相談等に対応できるよう、庁内関係課において体制を整備する。また、必要に応じ、県や警察等関係機関を案内できる体制を整備する。
- ・ 消費生活センターでは、専門の「消費生活相談員」を配置して、悪質な訪問販売や勧誘行為、契約や取引に関するトラブルなど、消費生活に関わるさまざまな問題の被害や不安及び苦情などについての相談を受け、問題解決のための助言やあっせんなど、問題解決の手助けを行う。

(3) 振り込め詐欺への対策の実施

- ・ 市広報媒体や防災行政無線を活用し、振り込め詐欺に関する重点的な注意喚起を行う。
- ・ 高齢者への通知に使用する送付封筒への注意喚起文の掲載や啓発物品の同封等、庁内関係課で連携し対策を進める。
- ・ 防犯まちづくり推進協議会において、市、関係機関及び関係団体が、情報交換を行うとともに、連携に努め総合的な対策に取り組む。また、市内金融機関等との連携体制についても考慮する。
- ・ 他自治体の先進的な取組みの情報収集を行い、より有効な対策の確立に努める。

(4) 福祉関連事業における犯罪被害の事前予防

【関連施策】

- ・ 地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、又は適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行なうことができるよう、専門的・継続的視点から、高齢者の権利擁護のための支援を行う。その中にて、消費者被害の防止のための啓発、関係機関との連携強化、情報共有を行う。

〔地域包括支援センター運営事業/権利擁護事業〕

(5) 地域のつながり・支え合いの推進

【関連施策】

- ・ 「だれもが安心して暮らし続けることができる地域づくり」の考え方から地域に暮らすさまざまな立場の方へ、相談業務やサロン活動をはじめ、見守り支援や支え合い活動を推進することで、地域住民が主体となった地域福祉活動への取組みを促進する。

[地域ケアシステム推進事業]

《防犯まちづくりとの関連》

地域住民同士のつながり、支え合いを促進し、高齢者が被害に遭った際に、周囲に助けを求められる、また、周囲が気付き対応できる体制が地域ごとに構築されることで、犯罪被害の事前予防につながる。

(6) 市川市地域見守り活動※

【関連施策】

- ・ 民間事業者が日常業務において、市内住民の生命、身体に係る異変を発見した場合に、市にその旨を通報し、通報を受けた市が適切な対応を行うことにより、住民の孤立死・孤独死等を未然に防止することを目的とする。

《防犯まちづくりとの関連》

高齢者を守るための見守りネットワークとして機能することで、高齢者の孤立化を防ぐとともに、緊急時において適正な対応を行える体制が構築される。

※市川市地域見守り活動：

市と民間事業者間で「市川市地域見守り活動に関する協定書」を取り交わし、事業者より通報があった場合に市が市民の安否確認を行うもの。

市川市防犯まちづくりの推進に関する条例

平成17年3月30日

条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、市民に不安を与える身近な場所での犯罪を防止するため、市、市民、自治会その他の地域的な共同活動を行う団体(以下「自治会等」という。)及び事業者の役割を明らかにするとともに、防犯まちづくりに関する施策の基本となる事項を定め、当該施策の実施を推進することにより、市民が安全で安心して暮らすことができるまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「防犯まちづくり」とは、犯罪を予防するために市並びに市民、自治会等及び事業者(以下「市民等」という。)が行う生活環境の整備(これらのものと国、千葉県その他関係機関が連携し、及び協力して行うものを含む。)並びに犯罪を防止するために市民等が行う自主的な活動をいう。

(基本理念)

第3条 防犯まちづくりは、自立の精神及び相互扶助の精神に支えられた良好な地域社会の形成の必要性が認識されることを旨として、行われなければならない。

2 防犯まちづくりは、市、市民等及び国、千葉県その他関係機関の連携及び協力が図られるべきことを旨として、行われなければならない。

3 防犯まちづくりは、地域の状況及び当該地域の住民の意向を踏まえ、総合的に行われなければならない。

4 防犯まちづくりは、市民等の自由と権利利益を不当に侵害しないよう配慮されるべきことを旨として、行われなければならない。

5 防犯まちづくりは、快適で活力のあるまちづくりに資することを旨として、行われなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、前条に規定する防犯まちづくりについての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、防犯まちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するよう努めなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪の被害者とならないよう日常生活における自らの安全の確保に努めるとともに、相互の理解と協力の下、地域における防犯まちづくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 市民は、市が基本理念にのっとり実施する防犯まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(自治会等の役割)

第6条 自治会等は、基本理念にのっとり、防犯まちづくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 自治会等は、防犯まちづくりに取り組むに当たっては、市が基本理念にのっとり実施する防犯まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、防犯まちづくりについての理解を深めるとともに、その事業活動を行うに当たっては、防犯まちづくりのために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、その所有し、管理し、又は占有する施設について防犯まちづくりのために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、市が基本理念にのっとり実施する防犯まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(防犯まちづくり基本計画)

第8条 市長は、防犯まちづくりに関する施策の実施を総合的かつ計画的に推進するため、防犯まちづくりの推進に関する基本的な計画(以下「防犯まちづくり基本計画」という。)を定めるものとする。

(防犯に配慮した住宅の普及)

第9条 市は、防犯に配慮した住宅(共同住宅を含む。以下同じ。)の普及に努めるものとする。

2 市長は、防犯に配慮した住宅に関する指針を定めるものとする。

3 住宅を設計し、建築し、又は供給する事業者及び共同住宅を所有し、又は管理する者は、前項に規定する指針に基づき、当該住宅及び共同住宅を防犯に配慮したのものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 市は、市民、市内に住宅を設計し、建築し、又は供給する事業者及び市内に住宅を所有し、又は管理する者に対し、当該住宅を防犯に配慮したのものとするために必要な情報の提供、技術的助言その他必要な措置を講ずるものとする。

(防犯に配慮した道路等の普及)

第10条 市は、防犯に配慮した道路、公園、駐車場及び自転車等駐車場(以下「道路等」という。)の普及に努めるものとする。

2 市長は、防犯に配慮した道路等に関する指針を定めるものとする。

3 駐車場又は自転車等駐車場を設置し、又は管理する者は、前項に規定する指針に基づき、当該駐車場又は自転車等駐車場を防犯に配慮したのものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(通学路等における措置)

第11条 市長は、教育委員会と協議し、通学路及びその沿道にある施設(以下「通学路等」という。)における児童及び幼児に対する犯罪の防止に関する指針を定めるものとする。

2 通学路等の管理者、児童及び幼児の保護者、小学校(特別支援学校の小学部を含む。)、幼稚園及び保育所を設置する者並びに市民等は、連携して、前項に規定する指針に基づき、通学路等について児童及び幼児に対する犯罪を防止することに配慮したのものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(平19条例19・一部改正)

(学校等における措置)

- 第12条 市長は、教育委員会と協議し、小学校、中学校、特別支援学校、幼稚園及び保育所(以下「学校等」という。)における児童、生徒及び幼児に対する犯罪の防止に関する指針を定めるものとする。
- 2 学校等を設置する者は、前項に規定する指針に基づき、学校等における児童、生徒及び幼児に対する犯罪を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(平19条例19・一部改正)

(意見の公表等)

- 第13条 市長は、防犯まちづくり基本計画並びに第9条第2項、第10条第2項、第11条第1項及び前条第1項に規定する指針(以下「基本計画等」という。)を定めようとするときは、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市長は、前項の規定により提出された意見を考慮して、基本計画等を定めるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により提出された意見に対する考え方について、規則で定めるところにより、当該意見と併せて公表するものとする。
- 4 市長は、基本計画等を定めたときは、これを公表するものとする。
- 5 前各項の規定は、基本計画等の変更について準用する。

(防犯まちづくりに関する情報の提供等)

- 第14条 市は、防犯まちづくりに関する情報収集に努めるとともに、防犯まちづくりを行う市民等に対し、必要な情報の提供、技術的助言その他必要な措置を講ずるものとする。

(市川市防犯まちづくり推進協議会の設置)

- 第15条 市が実施する防犯まちづくりに関する施策について、市、関係機関及び関係団体の連携により、円滑かつ総合的な推進を図るため、市川市防犯まちづくり推進協議会を置く。
- 2 市川市防犯まちづくり推進協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

- 第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月22日条例第19号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

第二次市川市防犯まちづくり基本計画

[平成 28 年度～平成 32 年度]

平成 28 年 3 月 発行

編集発行 市川市 市民部 市民安全課
